

# 入札説明書

件名 令和5年度 倉浜衛生施設組合余剰電力売却

上記に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、沖縄市契約規則及びこの入札説明書の定めるところによる。

倉浜衛生施設組合

1 契約者

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

2 契約担当課

〒904-2141

沖縄県沖縄市字池原3394番地

倉浜衛生施設組合 総務課企画係

電話098-937-9942

3 売却内容

(1) 売却等件名

令和5年度 倉浜衛生施設組合余剰電力売却

(2) 数量

年間余剰電力予定量 18,594,990 kWh

予定最大余剰電力 3,890 kW

非再生可能エネルギー余剰電力量 9,146,690 kWh

年間余剰電力予定量の内訳は下表の下表のとおり

非再生可能エネルギー余剰電力量	9,146,690 kWh
再生可能エネルギー余剰電力量	9,448,300 kWh

※再生可能エネルギー余剰電力量については、一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給により受給すること。

※契約希望単価の適用範囲は、平日、休日、祝日、昼間及び夜間の区別なく、すべての時間帯に対し適用する。

(3) 履行の内容等

別紙「令和5年度 倉浜衛生施設組合余剰電力売却仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 履行期間（余剰電力売却期間）

令和5年4月1日の午前0時から令和6年3月31日の24時まで

(6) 履行場所

倉浜衛生施設組合

沖縄県沖縄市字池原3394番地

4 質問回答

本書及び仕様書等の内容に質問がある場合は、本組合指定様式の質問書をもって行い、回答については、本組合HPへ掲載します。なお、質問のない場合は、回答の掲載は行いません。

※質問が無い場合は、無しで返信ください。

(1) 提出先 入札公告末尾欄の 「12 問合せ先」 をご参照下さい。

(2) 提出締切日 令和5年 1月 6日 (金) 午後5時まで

(3) 回答日 令和5年 1月 10日 (火) 午後5時まで

5 入札及び入札書の作成

- (1) 入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書、委任状は、所定の様式を使用しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効とする。委任状には法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公平取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札書（指定様式）の記載項目
  - ① 入札書
  - ② 入札書の日付「令和 年 月 日」（応札する日を記入すること。）
  - ③ 住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

- ④ 入札金額（余剰電力量料金の予定総額）
- ⑤ 非再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価及び再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価

#### ※記載するに当たっての注意事項

ア 本入札書に記載する入札金額(余剰電力量料金の予定総額)は、余剰電力量の予定数量に契約希望単価及び消費税率を乗じ、それぞれを加算した金額とする。ただし、単価及び消費税率を乗じた非再生可能エネルギー余剰電力量料金と再生可能エネルギー余剰電力量料金にそれぞれ1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を合計した金額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等相当額を含む金額を記入すること。

(別紙「売電料金計算書」のとおり算出すること。)

イ 非再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価は、0.00円/kWhを超える単価を記載すること。なお、単価は1円未満の端数を含むことができるが、消費税等相当額を含まない額とする。ただし、非再生可能エネルギー余剰電力量の単価に0.00円/kWh以下の記載がされている場合は、無効とする。

ウ 再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価には、一般送配電事業者エネ特措法に基づき発注者に支払う料金とは別途、受注者が発注者に支払う料金に適用されるものとし、0.00円/kWh以上の単価を記載すること。なお、単価は1円未満の端数を含むことができるが、消費税等相当額を含まない額とする。

エ 入札金額(余剰電力量料金の予定総額)と、入札した契約希望単価と消費税率を使用して算出した合計金額(内訳)の金額が一致していない場合、無効となるため注意すること。

オ 消費税相当額は、10%で計算すること。

#### 6 入札の無効

「沖縄市契約規則」及び「沖縄市建設工事等競争入札心得」をよく参照すること。特に入札書類の配達指定日の誤りや入札書、売電料金計算書等の誤記載等に注意すること(入札書等の不受理や無効の原因となる)。

#### 7 入札開札日時

##### (1) 入札の日時及び場所

令和5年1月18日(水) 午前10時00分  
倉浜衛生施設組合 管理棟3階 大会議室

## 8 落札候補者の決定方法

- ア 開札後、入札金額（余剰電力量料金の予定総額）が予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として決定する。
- イ 予定価格以上で最高の価格をもって入札をした者が2者以上ある時は、ただちにくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

## 9 落札者の決定方法

開札後、資格審査書類の事後審査により落札者を決定する。

## 10 契約方法

契約は、入札書に記載された単価（非再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価及び再生可能エネルギー余剰電力量の契約希望単価）で行う。なお、本件契約にあたっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第2項に規定する再生可能エネルギーの電気について、一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給により使用することが条件である。開札後においても、再生可能エネルギー電気特定卸供給の利用を変更することは認めない。

## 11 その他

### (1) 入札保証金

入札参加者が見積もる入札金額（余剰電力量料金の予定総額）の100分の5以上の金額の入札保証金を、現金または管理者が確実と認める有価証券等で納めなければならない。ただし、「沖縄市契約規則」第16条第1項第1号または第2号に該当するときは、入札保証金の全部または一部を免除することができる。

### (2) 契約保証金

受注者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して7日以内に、落札金額（余剰電力量料金の予定総額）の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、「沖縄市契約規則」第37条の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

### (3) 契約保証金の納付期日について

契約保証金を要する者にあつては、沖縄市契約規則第 25 条第2項に規定される期日以内に、落札金額（余剰電力量料金の予定総額）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期日を延長することができる。

(4) 契約手続における交渉の有無

仕様書等に記載のない事由については、協議により決定することができる。

(5) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から7日以内の日（土日祝祭日を除く）に、本組合と契約書を取り交わすものとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

イ 落札者が前記アの日に正当な理由なく契約書の取り交わしをしないときは、その落札は効力を失う。また、落札決定を取り消された者は、違約金（落札金額（余剰電力量料金の予定総額）の100分の5に相当する額）を納付しなければならない。

ウ 契約書は2通作成し、本組合及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書様式は本組合が交付する。

オ 契約書は、本組合が契約の相手方とともに書面に記名押印しなければ確定しないものとする。

カ 落札者が令和5年3月31日までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本契約書は解除となる。

ク 前記カについて、本組合は、一切の損害賠償の責めを負わない。

(6) 契約条項

別紙「余剰電力売却契約書」のとおり。

※契約書は案になります。所定の様式がある場合、または、必要に応じて協議の上、内容の変更を調整します。